

1 福島県二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けた  
2 気候変動対策の推進に関する条例（素案）  
3

4 **1 総則的事項**

5 **(1) 目的**

6 本県の 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策  
7 の推進に関連し、基本理念を定めること、また、県、事業者、県民及び観光  
8 等による一時滞在者の責務を明らかにし、気候変動対策に関する必要な事項  
9 を定めることにより、総合的かつ計画的に取組を推進すること、さらには、  
10 県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図  
11 ることで、持続可能な県づくりを実現し、もって将来の県民に良好な環境を  
12 継承することを目的として規定する。

13 **(2) 定義**

14 「カーボンニュートラル（脱炭素社会）」、「地球温暖化」、「温室効果ガス」、  
15 「再生可能エネルギー」、「水素等」、「気候変動」、「緩和策」、「適応策」、「気  
16 候変動対策」、「エシカル消費」等の定義を定める。

17 **(3) 基本理念**

18 ア 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに貢  
19 献する取組を推進する。

20 イ 気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策を総合的かつ計画  
21 的に実施する。

22 ウ あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動の緩和及び気候変  
23 動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県  
24 を挙げて「オール福島」で取り組み、カーボンニュートラルの実現に向け  
25 た社会的機運を醸成する。

26 エ 気候変動対策の緩和策と適応策を両輪として推進するとともに、気候変  
27 動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献する。

28 **(4) 県の責務**

29 ア 県は、総合的かつ計画的な気候変動対策に関する施策を策定し、実施す  
30 る。

31 イ 県は、上記アの気候変動対策に関する施策の策定及び実施に当たっては、  
32 国、市町村、事業者（福島・国際研究産業都市（福島イノベーション・コ  
33 ースト）構想に基づき設置された拠点を始めとする各研究機関等を含む。）、  
34 県民（県民を構成員とする民間団体を含む。）との連携・協働を図る。

35 ウ 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並び  
36 に吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」と  
37 いう。）のための措置を率先して講ずる。

38 **(5) 事業者の責務**

39 事業者は、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、その事  
40 業活動において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的  
41 り取り組むよう努める。また、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力する

1 よう努める。

## 2 (6) 県民の責務

3 県民は、気候変動対策の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、そ  
4 の日常生活において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的  
5 に取り組むよう努める。また、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力  
6 するよう努める。

## 7 (7) 観光等による一時滞在者の責務

8 観光旅行者その他の県内に一時的に滞在する者(以下「一時滞在者」とい  
9 う。)は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努める。ま  
10 た、移動時における温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的  
11 に取り組むよう努める。

## 12 2 気候変動対策推進計画等

### 13 (1) 気候変動対策推進計画

14 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事  
15 項を定めた地球温暖化の防止及び気候変動への適応に関する計画(以下「気  
16 候変動対策推進計画」という。)を策定する。

17  
18 また、知事は、気候変動対策推進計画を定め、または変更する場合に当た  
19 っては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるとともに、気候変  
20 動対策推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表する。

21 ア 温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収の量に関する中長期目標

22 イ 上記アの目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項

23 ウ 気候変動適応に関する施策に関する事項

24 エ その他気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 25 (2) 取組状況等の公表

26 知事は、毎年、気候変動対策推進計画に基づく気候変動対策の実施状況を  
27 明らかにした報告書を作成し、公表する。

### 28 (3) 県の率先実行

29 県は、自らの事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の  
30 削減等のための措置を率先して講じる。

31 ア 環境保全のための施策の推進に関すること。

32 イ 省資源・省エネルギーの徹底に関すること。

33 ウ 再生可能エネルギーの最大限の利用に関すること。

34 エ 建築物の省エネルギー対策に関すること。

35 オ 電動車(電気を動力の全部又は一部として使用して走行する自動車をい  
36 う。以下同じ。)の導入の推進に関すること。

37 カ その他温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置。

## 39 3 緩和策の推進に関する事項

### 40 (1) 事業活動に関する気候変動対策

41 ア 事業者のエネルギー使用量の把握及び省エネルギー化等の促進

1 ○ 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握すると  
2 とともに、省エネルギーの推進、エネルギー消費性能等が優れているエネ  
3 ルギー消費機器等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへ  
4 の転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 148 条第 1 項に規定  
5 するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。）の使用その他の温室効  
6 果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努める。

7 イ 働き方の転換

8 ○ 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、温室効果ガ  
9 スの排出の量がより少ない働き方の導入に努める。

10 ウ エシカル消費の推進

11 ○ 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、地域及び環境に与える  
12 影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努める。

13 エ カーボン・オフセットの推進

14 ○ 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難  
15 であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現  
16 した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入すること、温  
17 室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること  
18 等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせること（以下「カ  
19 ーボン・オフセット」という。）を行うよう努める。

20 ○ 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、県内で実現し  
21 た温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するよう努め  
22 るとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動に  
23 ついては、県内において行うよう努める。

24 オ 環境に配慮した生産活動

25 ○ 農林水産業を営む者は、上記ア～エに加え、堆肥の施用等による炭素  
26 の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排  
27 出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努める。

28 **（２）交通及び自動車使用に関する気候変動対策**

29 ア 公共交通機関等の利用等への転換

30 ○ 県民及び一時滞在者は、自動車等のうち、自家用として使用されるも  
31 の（以下「自家用自動車等」という。）の使用に代えて、バス、鉄道その  
32 他の公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努める。

33 ○ 事業者は、その事業活動において使用する自動車等からの温室効果ガ  
34 スの排出の量を削減するとともに、従業員の通勤に自家用自動車等が使  
35 用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業所の立  
36 地条件等に応じ、従業員に対し、バス、鉄道その他の公共交通機関若し  
37 くは自転車の利用又は徒歩による移動の促進に必要な取組を行うよう  
38 努める。

39 イ エコドライブ及びアイドリングストップの実施

40 ○ 自動車等を使用する者は、エコドライブ（温室効果ガスの排出の量を  
41 より少なくするための適切な運転をいう。）及び車両整備に努める。

1 ○ 自動車等を使用する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の  
2 量を削減するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、アイドリン  
3 グストップ（自動車の原動機の停止をいう。）を行うよう努める。

4 ウ 温室効果ガスの排出の量の少ない自動車等の購入

5 ○ 自動車等を購入し、又は使用する者は、電動車その他の温室効果ガス  
6 を排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車を優先的に  
7 選択するよう努める。

8 エ 自動車等を販売する事業者の購入者に対する環境情報の説明

9 ○ 自動車等を販売する事業者は、自動車等を購入しようとする者に対し、  
10 当該自動車等に関する温室効果ガスの排出の量等について説明するよ  
11 う努める。

12 オ 電動車の充電設備等の設置

13 ○ 商業施設、宿泊施設その他の施設であって、相当程度の集客が見込ま  
14 れる駐車場を設置する者は、当該駐車場に電動車のための充電設備等を  
15 整備し、及び電動車を優先的に駐車するための区画を設置するよう努め  
16 る。

17 ○ 事業者は、高速道路のサービスエリアやインターチェンジ付近、主要  
18 国道の沿線等、交通の要衝における水素ステーションの設置に努める。

19 カ 物流の効率化等

20 ○ 事業者は、物流に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配  
21 送の共同化その他の適切な措置を講じるよう努める。

22 ○ 事業者及び県民は、物流に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図る  
23 ため、事業活動及び日常生活に関し、貨物等の発送、配達及び受取に当  
24 たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達の必要を生じないよ  
25 う努める。

### 26 (3) 建築物に関する気候変動対策

27 ア 建築物の新築等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

28 ○ 建築物の新築、増築若しくは改築又は改修（以下「新築等」という。）  
29 をしようとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他の  
30 温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努める。

31 イ 再生可能エネルギーの利用等

32 ○ 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への再生可能エネル  
33 ギー設備（再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。以下同  
34 じ。）及び水素利用設備の導入について検討する。

35 ○ 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物の木造化・木質化及  
36 び県産材の利用について検討する。

37 ○ 建築物の新築等をしようとする者は、電動車のための充電設備及び産  
38 業車両向けの水素の充填設備の導入について検討する。

### 39 (4) 日常生活に関する気候変動対策

40 ア 日常生活におけるエネルギー使用量の把握

41 ○ 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に

1 伴うエネルギーの使用の量の把握及び省エネルギーに努める。

2 イ 環境物品の購入等

- 3 ○ 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、  
4 若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等  
5 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第  
6 100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。)その他のカーボン  
7 ニュートラルの実現に資する物品又はサービスを選択するよう努める。

8 ウ 温室効果ガスの排出の量の少ない電気機器等の購入及び使用

- 9 ○ 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費  
10 性能等が優れているものを使用するよう、また、エネルギー消費機器等  
11 を効率的に使用するよう努める。

12 エ 生活様式の転換

- 13 ○ 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、温室効果ガス  
14 の排出の量がより少ない生活様式の導入に努める。

15 オ エシカル消費の推進

- 16 ○ 県民は、消費行動が人、社会、地域及び環境に与える影響を理解し、  
17 エシカル消費の実践に努める。

18 カ 地産地消の推進

- 19 ○ 県民は、農林水産物又はその加工品を消費する場合には、加工及び輸  
20 送に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない県内で生産された農林  
21 水産物又はその加工品を優先的に消費するよう努める。

22 **(5) 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策**

23 ア 再生可能エネルギー等の利用の推進

- 24 ○ 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、そ  
25 の事業活動又は日常生活において、積極的な再生可能エネルギー等の利  
26 用の推進に努める。

- 27 ○ 多数の者が使用し、又は利用する施設を設置する者は、災害発生時の  
28 備えにもなるよう当該施設への再生可能エネルギー設備の導入に努め  
29 る。

30 イ 再生可能エネルギー等の地産地消

- 31 ○ 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量を削減するため、地域に  
32 おいて得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素  
33 等を当該地域において利用することができるよう努める。

34 ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等

- 35 ○ 再生可能エネルギー設備等を設置しようとする者は、再生可能エネル  
36 ギー設備等の設置に当たっては、関係法令を遵守することはもとより、  
37 災害の発生の防止、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減並び  
38 に生物多様性及び景観の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活  
39 環境の確保に配慮するよう努める。

40 エ 水素等の利用の促進

- 41 ○ 県は、水素等の製造、輸送、貯蔵、利用等の体制及び設備の整備並び

1 需要の拡大に向けた事業者その他の関係者との連携の促進、水素等  
2 の利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な取組を行う。

### 3 (6) エネルギー使用に起因しない気候変動対策

#### 4 ア 事業活動における廃棄物の発生の抑制等

- 5 ○ 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制に努める。
- 6 ○ 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量の削  
7 減に努める。

#### 8 イ 日常生活における廃棄物の発生の抑制等

- 9 ○ 県民及び一時滞在者は、その日常生活又は一時的な滞在に関し、廃棄  
10 物の発生の抑制に努める。

#### 11 ウ 資源の循環利用の促進

- 12 ○ 事業者、県民及び一時滞在者は、廃棄物の分別を行うとともに、再生  
13 資源に係る回収活動に参加し、又は協力すること等により、再生利用そ  
14 の他の資源の有効な利用に努める。

#### 15 エ フロン類の排出の抑制

- 16 ○ 事業者及び県民は、機器に冷媒として充填され、又は充填されていた  
17 フロン類を大気中に放出しないよう努める。
- 18 ○ 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、製品  
19 を購入しようとする場合には、代替フロンを使用していない、又は代替  
20 フロンの使用の量がより少ない製品を選択するよう努める。

### 21 (7) 森林整備等に関する気候変動対策

#### 22 ア 森林の整備の推進等

- 23 ○ 県は、森林による温室効果ガスの吸収機能を踏まえ、市町村等と協力  
24 して、森林の整備及び保全に必要な取組を行う。
- 25 ○ 森林所有者、事業者、県民及び一時滞在者は、森林による温室効果ガ  
26 スの吸収機能を踏まえ、協力して森林の整備及び保全の推進に努める。

#### 27 イ 県産材の利用

- 28 ○ 事業者及び県民は、森林資源の循環的な利用による温室効果ガスの吸  
29 収の量の増加を図るため、県産材を積極的に利用するよう努める。

#### 30 ウ 再造林の促進

- 31 ○ 県は、再造林（人工林の伐採跡地において、再び苗木を植栽する等の  
32 方法で森林を造成することをいう。以下同じ。）を推進するため必要な  
33 取組を行う。
- 34 ○ 森林所有者等は、皆伐後に再造林を行うよう努める。

#### 35 エ 藻場等の保全等

- 36 ○ 県は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場等の保全等  
37 の取組を推進するため、事業者、県民等と連携して、藻場等の再生、造  
38 成等に努める。
- 39 ○ 県は、猪苗代湖等の湖沼における温室効果ガスの吸収作用及び固定作  
40 用に関する知見を収集し、効果的に利用するため必要な取組を行う。

#### 41 オ 都市緑化の推進

- 1 ○ 事業者及び県民は、都市における温室効果ガスの排出の量の削減等を  
2 図るため、所有又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努める。

#### 4 適応策の推進に関する事項

##### (1) 適応策の推進に関する基本的事項

- 6 ○ 県は、地勢、産業、人口の年齢別構成等の地域の特性を踏まえ、気候変  
7 動の影響に係る被害の防止又は軽減及び気候変動の影響の効果的な活用  
8 の両面から、①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災  
9 害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の各分野  
10 の気候変動への適応に関する施策を推進する。

- 11 ○ 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活に及ぶ気候変動の影響に  
12 関する情報を収集し、気候変動への適応に関する知識及び技能の習得に努  
13 めるとともに、適応策の取組を行うよう努める。

##### (2) 適応策の推進における重点的事項

- 15 ○ 県、事業者及び県民は、適応策のうち、特に次に掲げる事項について、  
16 重点的に推進する。

- 17 ・ 水害、土砂災害その他の自然災害に係る被害の防止又は軽減に資する  
18 取組
- 19 ・ 熱中症、感染症その他の疾病の予防に資する取組
- 20 ・ 農林水産物の栽培技術等の開発、農林水産物の生産基盤の整備その他  
21 の食料供給の確保に資する取組

##### (3) 福島県気候変動適応センター

- 23 ○ 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動  
24 適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠  
25 点として、福島県気候変動適応センターを設置し、運営する。

##### (4) 適応策の取組の支援

- 27 ○ 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動  
28 適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うこ  
29 とにより、事業者、県民等が行う適応策の取組を支援する。

#### 5 その他の取組（理解の促進等）

##### (1) カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進等

- 33 ○ 県は、地球温暖化の現状及び気候変動対策の重要性について、事業者及  
34 び県民等の理解を深めるため、緩和策及び適応策に関する情報及び意見を  
35 交換する機会の提供、これらの者による主体的かつ積極的なカーボンニュ  
36 ートラルの実現に向けた取組を促進するための支援その他の必要な取組  
37 を行う。

##### (2) カーボンニュートラルの実現に資する産業の振興

- 39 ○ 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業の育成及び振興を図る  
40 ため、事業化及び事業者の当該産業への参入の促進その他の必要な取組を  
41 行う。

1 (3) 温室効果ガスの排出の量の削減等に資する技術の研究開発等

- 2 ○ 県は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発及び活  
3 用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該  
4 研究開発の成果の普及その他の必要な取組を行う。

5 (4) カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成

- 6 ○ 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成を図るため、  
7 実践的な知識と技術の習得に必要な取組を行う。

8 (5) 環境教育の推進

- 9 ○ 県は、県民のカーボンニュートラルの実現に向けた意識を高め、主体的  
10 に行動することができる人材の育成に向け、市町村と連携し、学校、地域  
11 社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進する。

12 (6) 顕彰

- 13 ○ 知事は、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を積極的に実施する  
14 事業者、県民等の顕彰を行う。

15 (7) 財政上の措置

- 16 ○ 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を実施するため、必要  
17 な財政上の措置を行うよう努める。

18 (8) 金融上の措置

- 19 ○ 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を実施するため、必要  
20 な金融上の措置を行うよう努める。

21  
22 **6 推進体制に関する事項**

23 (1) 推進体制の整備

- 24 ○ 県は、事業者、県民、市町村、知事が指定する地域地球温暖化防止活動  
25 推進センターその他関係機関と連携して、カーボンニュートラルの実現に  
26 関する施策を推進するために必要な体制を整備する。

27 (2) 関係者の連携協力

- 28 ○ 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、カーボンニュ  
29 ートラルの実現に関する施策を推進する。

30  
31 **7 条例の見直し**

- 32 ○ 知事は、この条例の施行の状況、地球温暖化の防止等に係る技術水準の向  
33 上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、適時に、その見直しを行う。

- 34 ○ 知事は、条例の見直しに当たっては、あらかじめ、福島県環境審議会の意  
35 見を聴く。